

令和7年度茨城県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、畑作物の導入が困難な水田が多い中において、排水対策やブロックローテーションなどを推進して麦・大豆等の畑作物の定着を図るとともに、飼料用米を中心とした新規需要米等や高収益作物等、安定した需要が見込まれる品目への転換を図る取組を進めてきたところである。

令和6年産においては、加工用米、新市場開拓用米、米粉用米において作付面積が拡大したところであるが、高温障害やイネカメムシ等の被害による精米歩留の低下や訪日外国人の増加等により米の需要が拡大するなどした結果、米価の高騰が続いており、これまでに以上に主食用米の安定生産が求められている。

一方、中長期的な主食用米の需要量は減少すると見込まれており、主食用米への急激な回帰を防ぐため、県では需要に応じた生産を継続し、米価の安定により水田農業の経営安定を図る必要がある。

また、農業者の減少と高齢化が進み、荒廃農地が増加する中で、農地の集積・集約化による規模拡大及びコスト低減を進め、効率的で収益性の高い農業経営を確立していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、これまで飼料用米を中心に主食用米からの転換を図ってきた一方、排水不良の水田が多いことなどから地域の実態に応じ、麦、大豆、高収益作物など定着性・収益性の高い品目への転換を推進してきた。

このような中、水田の収益力を強化し、儲かる農業を実現していくためには、県・市町村の関係部局が連携し、生産技術・機械等の導入支援や生産基盤の整備を行い、高収益作物の導入を図っていく必要がある。

具体的な品目としては、トマト、たまねぎ、キャベツ、ねぎなど中食・外食において需要が拡大している品目やレンコン、かんしょ等、本県の全国シェアが高く、水稻から転換することにより所得の向上が期待できる品目を中心に、地域の特性や実情に応じて導入を図る。また、米やかんしょについては国内外の需要動向を踏まえ、輸出の取組を強化していく。

また、子実用とうもろこしやWCS用稲などの畜産物生産に必要な飼料は、多くを輸入に頼っており、国産飼料へ転換することで、自給率の向上と畜産農家の経営安定を図り、さらには、生産される畜産物の安全・安心といった付加価値を高めることにつながることから、その導入及び拡大を図る。

飼料用米については、令和6年産から一般品種の交付単価が段階的に削減されたことから、主食用米への回帰が懸念される。多収品種の導入を進めることにより定着化を促し、産地化を図ることで、農家経営の安定化につなげていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

中長期的な観点から、県内水田面積約9万4千haのうち4割については、需要のある非主食用米や他品目への転換を進め、米価下落時の経営に与える影響を抑えることにより、水田農業の経営安定を図る。併せて、地域計画に位置付けられた地域の担い手への農地の集積、集約化を進める。

転換を進めるにあたっては、将来にわたって連作障害を回避し、安定した収量を確保できるよう田畑輪換やブロックローテーションの維持・再構築を進める。また、水田の利用状況の確認の結果、水田において畑作物が栽培され、経営が効率化されている事案については、積極的に畑地化促進事業の活用を働きかけ、令和8年度までに畑地化の面積2,400haを目指す。

また、高品質安定生産技術の推進や、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等を行うとともに、畑地化に向けた情報提供や、補助事業を活用した基盤整備の支援等により、畑作物の生産拡大及び定着を図る。

なお、産地づくりに向けた体制構築支援を活用し、野菜等では展示ほ場を設置するなど、優良事例の横展開を進めることで畑地化の取組を強化するとともに、飼料用米では多収品種の種子確保に向けた取組を周知することにより、産地化を進め、担い手農家の経営安定を図っていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

熟期の異なる品種の導入による作期分散、地域の実情及び実需者ニーズに応じた多収性品種や高温耐性品種、イネ縞葉枯病抵抗性品種の導入、特別栽培米等の認定・啓発による環境にやさしい米づくり、土壌改良分析に基づく地力に応じた適正な施肥、大規模経営における省力・低コスト栽培や経営に見合ったICT等先端技術の導入を推進し、担い手の経営安定化を進める。

また、全国ベースの需給見通し、産地別の需給実績や販売進捗・在庫など国の情報を活用し、農業者や集荷取扱業者、農業団体等が中心となって需要に応じた生産が円滑に行えるよう、地域農業再生協議会を核として、農業者団体、市町村、県等が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

国では令和7年産の買入れを当面中止することとしていることから、今後の国の方針に沿って対応する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付を推進するとともに、多収品種の導入や適正施肥による収量の確保、育苗・田植・収穫作業や乾燥調製におけるコスト削減技術の導入、規模拡大などによりさらなる生産性の向上を図る。

併せて、実需者からの安定供給の要請を踏まえ、水田農業の経営安定のための品目として飼料用米を農家経営の中に位置付け、本作化・産地化を進める。

また、本県産飼料用米の生産・利用を拡大するため、鹿嶋地区にある飼料会社の協力を得ながら、多収品種の普及や、生産コスト低減・栽培技術の向上の取組を推進していく。

なお、多収品種による飼料用米生産の定着化の推進においては、産地交付金の支援内容を拡充し、作付支援を行うとともに、多収品種の種子確保や知事特認品種の追加設定に向けた取組を進めていく。

イ 米粉用米

実需者から小麦の代替として期待されており、今後もさらなる需要拡大が見込まれる米粉用米については、製粉業者や食品製造業者等実需者と連携し、商品性の高い品種「笑みたわわ」等へ転換するとともに、産地交付金を活用し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性

の向上を図る。

また、取組拡大にあたっては、「笑みたわわ」種子の供給が課題になっていることから、県内生産や、県外委託による確保等、検討を進めていく。

ウ 新市場開拓用米

米価の上昇により、取組面積の減少が見込まれる中、米の輸出に取り組む農業者の輸出の取組への機運醸成や輸出提携先と農業者とのマッチングを支援するとともに、複数年契約による安定生産・安定供給を推進する。また、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備整備や多収品種の導入等生産性向上の取組を通じた生産基盤の強化を図り、輸出用米の産地づくりを支援する。

なお、新市場開拓用米への転換の推進にあたっては、コメ新市場開拓等促進事業や産地交付金を活用しつつ、取組の重要性を周知していく。

エ WCS 用稲

輸入飼料の高騰により、県内畜産農家からの需要拡大が見込まれるなか、畜産農家との契約を継続するよう働きかけるとともに、作付拡大のため、コントラクター（受託組織）の育成支援や情報提供を行う。また、地域農業再生協議会と連携し、生産性向上のための団地化及び直播等の低コスト栽培技術の導入を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付を推進するとともに、コメ新市場開拓等促進事業や産地交付金を活用して、全国集荷団体を通じた複数年契約を拡大し安定した供給先を確保する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

土地利用型作物である麦・大豆は、本県の水田輪作体系における重要な戦略作物であるが、連作や湿害等による収量の低下、品質のばらつき等が問題となっている。

このため、適地適作及び排水対策の基本技術を徹底するなど、県・市町村・関係団体が一丸となって産地支援を行うとともに、実需者ニーズに的確に対応するため需要に応じた品種の生産を推進する。

さらに、令和9年度以降の水田政策の見直しを見据え、地域の実情や品目の特性に合わせて、畑地化や連作障害回避に有効なブロックローテーション・田畑輪換等、生産性向上の取組を促していく。

また、飼料作物については、輸入飼料に過度に依存した畜産経営からの脱却に重要な作物であることから、乾田化された水田での作付など適地栽培を推進する。

(5) そば、なたね

そばは栽培期間が短く、比較的取り組みやすい品目であるが、湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田に作付けする適地栽培を進める。

収量、品質の安定を図るため、定期的な種子更新の推進とともに、新たな輪作体系の検討等を行う。また、効率的な生産に向けて作業の共同化や生産組合等による作業受委託を推進する。

さらに、茨城県の育成品種である「常陸秋そば」について、販売先（播種前契約）の確保や需要拡大を推進する。

(6) 地力増進作物

持続的な農業生産の実現に向けては、土づくりに取り組むことが重要である。地力低下が叫ばれる中、収量が低下している農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給でき、深い土層の改良効果も得られることから、次期作の収量向上につながる取組として啓発するとともに、産地交付金の活用によりこれらの導入を推進していく。

対象品目は別添対象品目一覧のとおり。

(7) 高収益作物

稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域の作付状況や課題を踏まえ、産地交付金を活用し、水田での園芸作物等の産地拡大と定着を図る。

また、園芸作物の導入事例を紹介するなど、稲作から高収益作物への経営転換に向けた積極的な誘導活動を展開する。併せて、経営転換に意欲的な稲作農家に対しては、農家が儲かる農業経営に挑戦するために必要な環境の整備や、需要の拡大が見込まれる中食・外食向けの契約栽培など、市場価格変動の影響を受けにくい販路の開拓を支援する。

地域特認作物

市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物
笠間市	栗	土浦市	グラジオラス	稲敷市	ブロッコリー
	菊		アルストロメリア		
	梨	石岡市	きゅうり	古河市	なす
茨城町	ほうれん草		ピーマン		未成熟とうもろこし
	小松菜	牛久市	落花生	結城市	未成熟とうもろこし
	にら		里芋		なす
	メロン	つくば市	芝	筑西市	きゅうり
城里町	ハトムギ	阿見町	落花生		いちご
			神栖市	松	すいか
			ピーマン	グラジオラス	桜川市
千両	里芋		八千代町	未成熟とうもろこし	
鉾田市	メロン			しょうが	なす
	いちご		きゅうり	メロン	
	水菜	ほうれん草	境町	カリフラワー	
	すいか				

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等 (R6)		当年度の 作付予定面積等 (R7)		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	59,908		60,910		60,020	
備蓄米	125		200		200	
飼料用米	10,347		8,719		8,719	
米粉用米	95		125		150	
新市場開拓用米	1,089		1,240		1,399	
WCS用稲	638		690		740	
加工用米	1,291		1,321		1,350	
麦	4,617	614	4,760	619	4,900	637
大豆	2,075	1,425	2,220	1,532	2,368	1,634
飼料作物	569	107	639	109	711	121
・子実用とうもろこし	34		38		42	
そば	1,072	687	1,122	729	1,180	767
なたね	15		15		15	
地力増進作物	40		55		70	
高収益作物	4,214		4,285		4,356	
・野菜	3,797		3,861		3,925	
・花き・花木	172		175		178	
・果樹	26		27		27	
・その他の高収益作物	219		222		226	
その他						
畑地化	1,968		2,190		2,400	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1-1 1-2	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作）	新規需要米等生産性向上の取組への加算	①対象作物の作付面積	（令和6年度） 13,460ha	（令和7年度） 12,095ha （令和8年度） 12,358ha
			②飼料用米の収量	（令和6年度） 521kg/10a	（令和7年度） 550kg/10a （令和8年度） 550kg/10a
2	加工用米（基幹作）	加工用米の複数年契約の取組への加算	①加工用米の作付面積	（令和6年度） 1,291ha	（令和7年度） 1,321ha （令和8年度） 1,350ha
			②加工用米の複数年契約割合	（令和6年度） 50%	（令和7年度） 65% （令和8年度） 70%
3	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、子実用とうもろこし、加工用トマト、加工用ばれいしょ、かぼちゃ、有機農産物（高収益作物に限る）、枝物（切り枝）、地域特認作物	園芸作物等転換加算	園芸作物の拡大面積	（令和6年度） 180ha	（令和7年度） 200ha （令和8年度） 200ha
4	米粉用米	米粉用米の複数年契約取組への加算	①米粉用米の作付面積	（令和6年度） 95ha	（令和7年度） 125ha （令和8年度） 150ha
			②複数年契約取組面積（ha）	（令和6年度） 48ha	（令和7年度） 105ha （令和8年度） 120ha
5	飼料用米（多収品種）	飼料用米（多収品種）拡大加算	飼料用米（多収品種）取組割合	（令和6年度） 79%	（令和7年度） 85% （令和8年度） 90%
6	新市場開拓用米	新市場開拓用米の複数年契約の取組	複数年契約取組面積	（令和6年度） 182ha	（令和7年度） 200ha （令和8年度） 250ha
7	そば、なたね	そば・なたねの作付の取組	水田におけるそばの作付面積（基幹作）	（令和6年度） 385ha	（令和7年度） 393ha （令和8年度） 413ha
8	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の取組	新市場開拓用米の作付面積	（令和6年度） 1,089ha	（令和7年度） 1,050ha （令和8年度） 1,200ha
9	地力増進作物	地力増進作物の作付の取組	地力増進作物の作付面積	（令和6年度） 40ha	（令和7年度） 55ha （令和8年度） 70ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県:茨城県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	5,000	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲	生産性向上等の取組を2つ以上取り組むこと
1-2		1	12,000	新市場開拓用米	
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000	加工用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加すること
3	園芸作物等転換加算	1	25,000	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、子実用とうもろこし、加工用トマト、加工用ばれいしょ、かぼちゃ、有機農産物(高収益作物に限る)、枝物(切り枝)、地域特認作物	園芸作物等の取組面積を拡大すること
4	米粉用米の複数年契約取組への加算	1	6,000	米粉用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加すること
5	飼料用米(多収品種)拡大加算	1	5,000	飼料用米(多収品種)	飼料用米(多収品種)の取組面積を拡大すること
6	新市場開拓用米の複数年契約の取組	1	10,000	新市場開拓用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加すること
7	そば・なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	そば・なたねで出荷・販売する取り組み
8	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	新市場開拓用米を作付けし認定を受けること
9	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	地力増進作物	地力増進作物を作付けし、すき込みをすること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。